第1回体験講義用 テキスト

CONSUMPTION TAX

消費税法



TEXT 1



テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

年内完結·速修 P3~43

消費税法 年内完結コース 基本テキストNo.1 コントロールタワー

回数	学 習 内 容	基本テキスト	トレーニング	ポイントチェック	理論テキスト
第 1 回	平成27年度改正点 消費税の概要 国内取引の課税の対象 輸入取引の課税の対象	P. 3	問題1 ~ 問題12	1 2 3	
第 2 回	国内取引の課税の対象 国内取引の非課税	P. 47	問題13 ~ 問題20	2	1-1 1-2 1-3
第 3 回	免税取引 国内取引の課税標準 税 率	P. 85	問題21 ~ 問題29	6 16 18	1-4 1-5 2-1
第 4 回	実力テスト(通信添削問題) 輸入取引の課税の対象 輸入取引の非課税 輸入取引の課税標準 売上げに係る対価の返還等 貸倒れ	P. 113	問題30 く 問題34	3 5 17 27 29	1-1 1-3 2-1 3-13 3-15

凡 例

措 句 ··················· 杜柷特別措置法施行党 措 規 ················· 租税特別措置法施行規則 措 通 ··············· 租税特別措置法通達

国通法 ……… 国税通則法

国通令 ·············· 国税通則法施行令 国通規 ············· 国税通則法施行規則

法 法 ……………… 法人税法

法 令 …………… 法人税法施行令

所 法 ……… 所得税法

所 令 ………… 所得税法施行令

関税法 ……… 関税法

関税令 ·············· 関税法施行令 関定法 ············ 関税定率法

関定令 ………… 関税定率法施行令

輸徴法 …………… 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律

災免法 ………… 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律

引用例

法2①八 ··············· 消費稅法第2条第1項第八号 基通5-2-1 ········ 消費稅法基本通達5-2-1

TAC方式

消費税法の学習内容の全体系

章番号	テ ー マ	=	テキ	スト	`
子田ワ	,	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4
1	消費税の概要	•			
2	課税の対象	•			
3	非課税	•			
4	免税	•			
5	納税義務		•		•
6	課税標準及び税率	•			
7	仕入れに係る消費税額の控除(原則)		•		
8	仕入れに係る消費税額の控除の特例		•	•	•
9	仕入れに係る消費税額の調整			•	
10	その他の税額控除	•			•
11	資産の譲渡等の時期				•
12	納 税 地			•	
13	申 告 等		•	•	
14	届出等				•

(注) は基本テキストNo.1の収録部分を示す。



消費税法 年内完結コース 理論暗記予定表

講義の回数 暗記予定理論		暗記予定理論	ランク	出題 予告	理 論 マスター	目標 時間
	第1回	国内取引の判定	В		1-2	30分
	第2回	課税の対象	Α	1	1 – 1	25分
	% ² 0	非課税	В		1-3	20分
No.		輸出免税等	В	1	1-4	15分
1	第3回	輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税	В		1-5	40分
		課税標準及び税率			2-1	25分
	第4回	売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除	В		3-13	25分
	7 1	貸倒れに係る消費税額の控除等	В	2	3-15	30分
	第1回	小規模事業者に係る納税義務	Α	2	1-6	40分
	# C G	仕入れに係る消費税額の控除	Α	2	3 – 1	50分
	第2回	帳簿等の意義	В		3-2	25分
No.		仕入れに係る対価の返還等	В		3-5	30分
2	第3回	課税貨物に係る消費税額の還付	С		3-6	30分
		引取りに係る課税貨物の申告制度			4-4	30分
	** 4 -	確定申告制度	Α	3	4-2	30分
	第4回	還付を受けるための申告制度	В		4-3	15分
	<i>**</i> 4 -	非課税資産の輸出等	В	3	3-4	30分
	第1回	棚卸資産に係る消費税額の調整	В		3-9	30分
No.	** • •	課税売上割合が著しく変動した場合の消費税額の調整	В	3	3-7	35分
3	第2回	調整対象固定資産を転用した場合の消費税額の調整	В		3-8	30分
		中間申告制度	В		4-1	45分
	第3回	納税地	С		1 -20	30分
	第1回	中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例	Α	4	3-10	40分
		長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例	Α	4	1 -16	30分
		工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例	В		1 -17	30分
	第2回	小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例	С		1 -18	15分
		前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例	В		1-7	15分
No.		相続があった場合の納税義務の免除の特例	В		1-8	15分
4	4	合併があった場合の納税義務の免除の特例	В	4	1-9	25分
	第3回	会社分割があった場合の納税義務の免除の特例	В		1 -10	40分
		新設法人の納税義務の免除の特例	В		1 –11	15分
		特定新規設立法人の納税義務の免除の特例	В		1 -12	25分
	第4回	特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除	В		3-14	25分
		納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出	С		5-1	15分
				<u> </u>	•	73

①・・・・ No.1 テキスト暗記予定理論 ②・・・・ No.2 テキスト暗記予定理論

③・・・・ No.3 テキスト暗記予定理論 ④・・・・ No.4 テキスト暗記予定理論

テーマ ()

平成27年度改正点

理論:重要度 ★★★ 計算:重要度 ★★★

急速に普及しているインターネットによる電子商取引につき、国内の事業者が行う場合と国外の事業者が行う場合とで課税上のバランスが取れていないことが従来より指摘されていた。

そこで、この課税の公平性を確保するため、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・ 音楽・広告の配信等の電子商取引に消費税を課税することとなった。

また、海外スポーツ選手等について、近年消費税の申告漏れが散見されたため、国外事業者による芸能・スポーツ等の役務の提供についても、役務の提供を受ける事業者が申告・納税を行うリバースチャージ方式が創設された。

りこのテーマの学習内容

テーマ番号		学	習	内	容		学習回数
0-1	国境を越えた	国境を越えた役務の提供に係る課税の見直し				No.1第1回	
0-2	国外事業者に	よる芸能	(・スポー	-ツ等の	役務の提	供に係る課	No. 1 第 1 回
0-2	税の見直し						110.1
0-3	平成27年度改	P成27年度改正点のまとめ				No.1第1回	

0-1 国境を越えた役務の提供に係る課税の見直し

急速に普及しているインターネットによる電子商取引につき、国内の事業者が行う場合と国外の事業者が行う場合とで課税上のバランスが取れていないことが従来より指摘されていた。

そこで、この課税の公平性を確保するため、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・ 音楽・広告の配信等の電子商取引に消費税を課税することとなった。

改正内容としては、次のとおりである。

1 電気通信利用役務の提供についての国内取引の判定の見直し

電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線(インターネット等)を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置付け、その役務の提供が消費税の課税の対象となる国内取引に該当するかの判定場所を、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所等とする見直しが行われた。

これにより、国内に住所等を有する者に提供する「電気通信利用役務の提供」については、国内、国外いずれから提供を行っても国内取引となる。

2 課税方式の見直し(リバースチャージ方式の導入)

国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」については、「事業者向け電気通信利用 役務の提供」とそれ以外のものとに区分することとされた。

消費税法においては、課税資産の譲渡等を行った事業者が、当該課税資産の譲渡等に係る申告・納税を行うが、「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者から当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う、いわゆる「リバースチャージ方式」が導入された。

なお、電気通信利用役務の提供のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の もの(以下「消費者向け電気通信利用役務の提供」という。)については、その役務の提 供を行った事業者が消費税の申告・納税を行うことになる。

国外事業者から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」に係る仕入税額控除の 制限

「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、当該役務の提供を行った事業者 が消費税の申告・納税を行うが、国外事業者から提供を受けた「消費者向け電気通信利 用役務の提供」については、当分の間、仕入税額控除ができないこととされている。

ただし、登録国外事業者から提供を受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」に ついては、仕入税額控除を行うことができる。

4 登録国外事業者制度の創設

③のとおり、国外事業者から「消費者向け電気通信利用役務の提供」を受けた国内事業者は、その仕入税額につき控除を行うことができないが、国税庁長官の登録を受けた登録国外事業者から「消費者向け電気通信利用役務の提供」を受けたものについては、仕入税額控除が可能となる制度が設けられている。

5 適用開始時期

この改正規定は、<u>平成27年10月1日以後</u>に行われる課税資産の譲渡等及び課税仕入れ について適用される。

ただし、登録国外事業者の登録申請は、平成27年7月1日から行うことができる。

1 電気通信利用役務の提供についての国内取引の判定の見直し

電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線(インターネット等)を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置付け、その役務の提供が消費税の課税の対象となる国内取引に該当するかの判定場所を、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所等とする見直しが行われた。

(1) 国内取引の判定

電気通信利用役務の提供についての国内取引の判定については、次の場所が国内にあるかどうかにより行う。

改正前(役務の提供が行われた場所が明らかでないもの)

役務の提供を**行う者**の役務の提供に係る事務所等の所在地

改正後(電気通信利用役務の提供)

役務の提供を**受ける者**の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地

(2) 国外事業者(法2①四の二)

非居住者である個人事業者及び外国法人をいう。

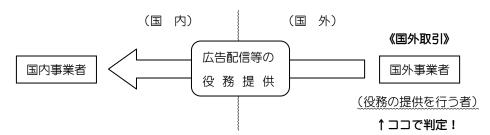
(3) 電気通信利用役務の提供(法2①八の三)

資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供(電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。)であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。

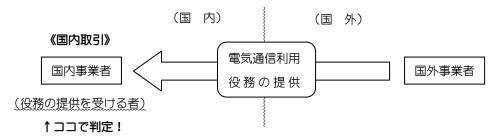
具体的には、電気通信回線(インターネット等)を介して行われる電子書籍や 音楽、ソフトウエア等の配信のほか、ネット広告の配信やクラウドサービスの提 供、さらには電話や電子メールなどを通じたコンサルタントなどが該当する。

【国内取引の判定(国外事業者が役務提供を行う場合)】

(1) 改正前

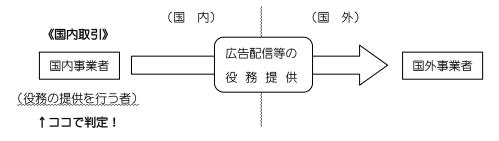


(2) 改正後

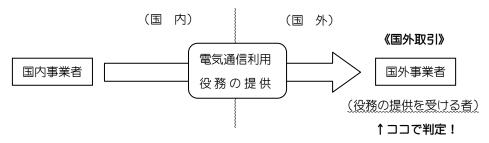


【国内取引の判定(国内事業者が役務提供を行う場合)】

(1) 改正前



(2) 改正後

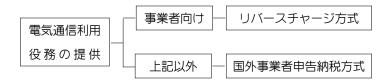


2 課税方式の見直し(リバースチャージ方式の導入)

国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」については、「事業者向け電気通信利用役務の提供」とそれ以外のものとに区分することとされた。

消費税法においては、課税資産の譲渡等を行った事業者が、当該課税資産の譲渡等に係る申告・納税を行うが、「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者から当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う、いわゆる「リバースチャージ方式」が導入された。

なお、電気通信利用役務の提供のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のものについては、その役務の提供を行った事業者が消費税の申告・納税を行うことになる。



(1) 事業者向け電気通信利用役務の提供(法2①八の四)

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又はその役務の提供に係る取引条件等からその役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

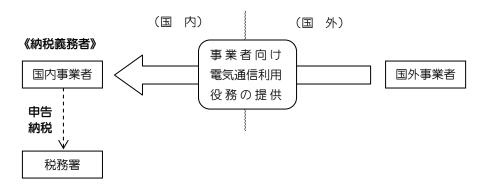
具体的には、インターネット上での広告の配信やゲームをはじめとするアプリケーションソフトをインターネット上のWebサイトで販売する場所を提供するサービスなどが該当する。

(2) (1)以外の電気通信利用役務の提供(消費者向け電気通信利用役務の提供)

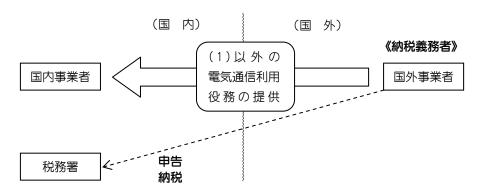
具体的には、対価を得て行われるもので、消費者も含め広く提供される、インターネット等を通じて行われる電子書籍・電子新聞・音楽・映像・ソフトウエア (ゲームなどの様々なアプリケーションを含む。) の配信等が該当する。

【課税方式】

(1) 事業者向け電気通信利用役務の提供(リバースチャージ方式)



(2) (1)以外の電気通信利用役務の提供(国外事業者申告納税方式)



① - 2 国外事業者による芸能・スポーツ等の役務の提供に 係る課税の見直し

これまでは、国内で音楽の実演やスポーツ競技大会等への出場などの役務の提供を行えば、役務の提供を行った事業者が国外事業者であっても消費税法上の国内取引とされていた。なお、このような取引についても、役務の提供を行う国外事業者が課税事業者であれば、当該国外事業者に消費税の申告・納税義務が課されていた。

しかし、海外スポーツ選手等について、近年消費税の申告漏れが散見されたため、国外 事業者による芸能・スポーツ等の役務の提供についても、リバースチャージ方式が創設さ れた。

なお、この改正規定は、<u>平成28年4月1日以後</u>に行われる課税資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用される。

(1) 特定役務の提供(法2①八の五)

資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の一定の役務の提供(電気 通信利用役務の提供に該当するものを除く。)をいう。

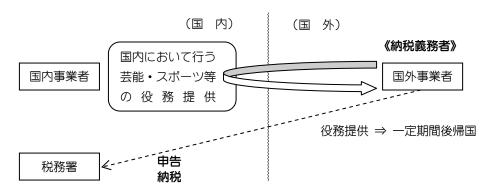
国外事業者が行う、映画等の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供のうち、国外事業者が他の事業者に対して行うもの(不特定多数の者に対して行うものを除く。)を「特定役務の提供」と位置付けることとなった。

具体的には、国外事業者が、国内において、対価を得て他の事業者に対して行う以下のようなものが該当する。

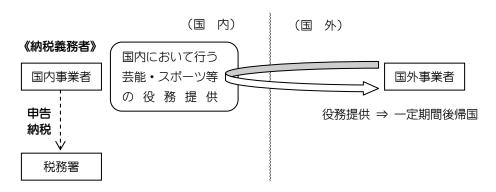
- ① 芸能人としての映画の撮影、テレビへの出演
- ② 俳優、音楽家としての演劇、演奏
- ③ スポーツ競技の大会等への出場

【課税方式】

(1) 改正前



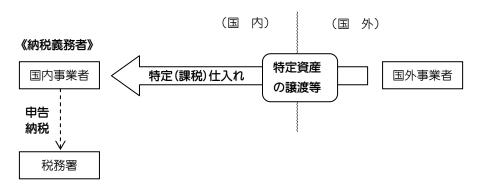
(2) 改正後(リバースチャージ方式)



0-3 平成27年度改正点のまとめ

国外事業者から「特定資産の譲渡等」を受けた国内事業者が、「特定課税仕入れ」として、 申告・納税を行う、いわゆる「リバースチャージ方式」が導入された。

【リバースチャージ方式】



1 課税の対象(国内取引)(法4①)

国内において事業者が行った資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く。)及び特定仕入 れには、消費税を課する。

※1 特定資産の譲渡等(法2①八の二)

事業者向け電気通信利用役務の提供(P.8)及び特定役務の提供(P.10)をいう。

※2 特定仕入れ(法4①)

事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。

2 納税義務者の原則(国内取引)(法5①)

事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税 を納める義務がある。

※1 留意点(法5①)

上記の「課税資産の譲渡等」からは、「特定資産の譲渡等」を除く。

※2 特定課税仕入れ(法5①)

課税什入れのうち特定什入れに該当するものをいう。

3 国内取引の判定(法434、令63)

① 資産の譲渡等

次の場所が国内にあるかどうかにより行う。

イ 資産の譲渡又は貸付け

譲渡又は貸付けが行われる時にその資産が所在していた場所(船舶、特許権等で その所在していた場所が明らかでないものは、一定の場所)

□ 役務の提供(ハを除く。)

役務の提供が行われた場所(国際運輸、国際通信等でその役務の提供が行われた 場所が明らかでないものは、一定の場所)

ハ 電気通信利用役務の提供

電気通信利用役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地

ただし、その所在地がないときは、国外で行われたものとする。

二 金銭の貸付け等 貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地

② 特定仕入れ

特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、①ロ又は八の場所が国内にあるかどうかにより行う。

4 課税標準(国内取引) (法28①②)

(1) 課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準

課税資産の譲渡等の対価の額とする。

※1 留意点(法5①)

上記の「課税資産の譲渡等」からは、「特定資産の譲渡等」を除く。

(2) 特定課税仕入れに係る消費税の課税標準

特定課税仕入れに係る支払対価の額とする。



テーマ 1 消費税の概要

理論:重要度 ★

計算:重要度 ★

これから消費税法を学習するにあたり、学習の範囲や法律の体系及び基礎的知識を身に 付ける必要がある。ここではそれらの内容を確認していくこととする。

②このテーマの学習内容

テーマ番号	学	習	内	容	学習回数
1 – 1	消費税の学習範囲				No.1第1回
1-2	消費税の性格				No. 1 第 1 回
1-3	消費税の仕組み				No. 1 第 1 回

1-1 消費税の学習範囲

税理士試験における消費税法の出題範囲は、「消費税法。消費税法に関する事項のほか、租税特別措置法、国税通則法など消費税法に関連する他の法令に定める関係事項を含む。」となっている。

具体的には、次のものが該当する。

① 消費税法② 国税通則法③ 租税特別措置法④ 災害減免法⑤ 国税徴収法⑥ 関 税 法⑦ 関税定率法⑥ 輸入品に対する内国消費税の徴収に関する法律

ただし、上記の各法律のうち「⑤ 国税徴収法」は、独立した試験科目として実施されるため、出題範囲からは除かれている。

1 各法律の関係

これらの学習範囲に含まれる各法律の関係を図示すると次のようになる。



※ 各法律の適用については、特別法は一般法に優先して適用される。

上記の各法律の中で、学習の中心となるのは「消費税法」であり、その学習の9割以上を占めることとなる。

2 消費税法の構成

(1) 税法の構成

法律	施	行 令	施行規則	基本通達

法 律 (本 法) 国会で定められたもので、法の根幹をなす重要事項である。

施 行 令 (政 令) 内閣が制定する命令で、技術的、専門的事項の細目等を定めたものである。

施 行 規 則 (省 令) 財務大臣、各省大臣が発する命令で、手続的、様式的事項を定めたものである。

上級行政庁が、法令の解釈や運用方針などについて、下級行政庁に発する命令、指令で、租税においては、国税庁長官によって行われている。しかし、基本通達は直接拘束力を持つものではない。

(2) 消費税法の法律構成

【法 律】(第1条~第67条)

第1章 総 則(第1条~第27条)

- ① 定 義 ② 課税の対象 ③ 納税義務者及び免税事業者
- ④ 納税義務の成立 ⑤ 納税地
- 第2章 課税標準及び税率 (第28条・第29条)
 - ① 課税標準 ② 税 率
- **第3章 税額控除等**(第30条~第41条)
 - ① 消費税額の控除

第4章 申告、納付、還付等(第42条~第56条)

- ① 中間申告 ② 確定申告 ③ 環付を受けるための申告
- ④ 引取りの申告 ⑤ 中間申告による納付 ⑥ 確定申告による納付
- ⑦ 引取りに係る納付 ⑧ 還 付 ⑨ 更正の請求

第5章 雑 則(第57条~第63条)

- ① 届 出 ② 帳簿の備付け等 ③ 国、地方公共団体等に対
- する特例 ④ 価格の表示

第6章 罰 則(第64条~第67条)

① 消費税のほ脱犯 ② 無申告犯 ③ 秩序犯

【附 則】 ① 経過措置 ② 消費税法施行に伴う他法の一部改正

【別表第一】 非課税項目(国内取引)

【別表第二】 非課税項目(輸入取引)

【別表第三】 特殊法人等

1-2 消費税の性格

1 消費税は、ものの消費に対して広く薄く課税

消費税は、酒税などのように特定の物品やサービスに課税する**「個別消費税」**とは 異なり、原則として国内におけるすべての商品の販売、サービスの提供に対して課税 されている。

また、輸入取引に関しても、国内で消費することを目的としていることから、課税 されている。

このように、消費税は消費に広く薄く負担を求めるという観点から、**「一般消費** 税**」**と呼ばれている。

法 律	課税対象	税率	
消費税法	物やサービスの消費 (広く課税)	一律8%(薄く課税)	
所得税法	個人の所得	5%~45%超過累進課税	
法人税法	法人の所得	23.9%(普通法人等)	
相続税法	財産	10%~55%超過累進課税	

2 消費税の課税権者

税を課す者(課税権者)が誰であるかという観点で税金を区分した場合、国が課す税金を「国税」、都道府県等の地方公共団体が課す税金を「地方税」という。

消費税の税率は**8%**であるが、この内訳は、**国税6.3%、地方税1.7%(注)**となっている。

なお、受験においては、国税6.3%部分に着目して学習することとなる。

国 税	「消費税(税率6.3%)」「法人税」「所得税」「相続税」等
地方税	「消費税(税率1.7%)」「固定資産税」「事業税」「住民税」等

(注) 平成29年4月1日に消費税率の10%への引上げが予定されており、この内訳は、国税7.8%、地方税2.2%となっている。

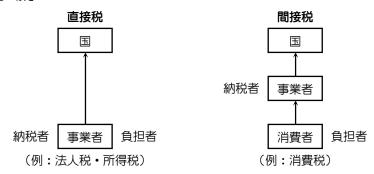
また、従前(平成26年3月31日まで)の消費税の税率は5%であり、この内訳は、 国税4%、地方税1%となっている。

3 消費税は間接税である

納税者が誰であるかという観点で税金を区分した場合、税の負担者と納税者が同一 である税金を**「直接税」**、税の負担者と納税者が異なる税金を**「間接税」**という。

一部の取引を除き、消費税は、法律上の納税者と実際の税の負担者が一致せず、税 負担の転嫁が行われることから、間接税であるといえる。

【図解】



直接税	「法人税」「所得税」「相続税」等
間接税	「消費税」「酒税」等

4 消費税の徴収方法

税金の徴収方法によって税金を区分した場合、「申告納税方式」と「賦課課税方式」とに区分される。

消費税法は、国内取引に関しては**「申告納税方式」**を採用し、輸入取引に関しては**「申告納税方式」**と**「賦課課税方式」**の両方を採用している。

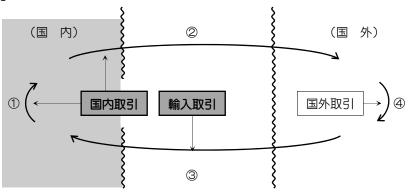
申告納税方式	税金を納税者自らが計算し、自らが申告して納める方法		
	➡「消費税(国内取引)」「消費税(輸入取引)」「法人税」等		
賦課課税方式 税金を課する国や地方公共団体が税額を計算し、その計			
	れた税額を納める方法		
	□ 「消費税(輸入取引)」「固定資産税」「不動産取得税」等		

5 国内取引 • 輸入取引

取引を大きく区分すると、①「国内取引」②「輸出取引」③「輸入取引」④「国外取引」に分けられる。

消費税においては、①「国内取引」と②「輸出取引」をまとめた広い意味での「国内取引」と③「輸入取引」を課税の対象取引としている。

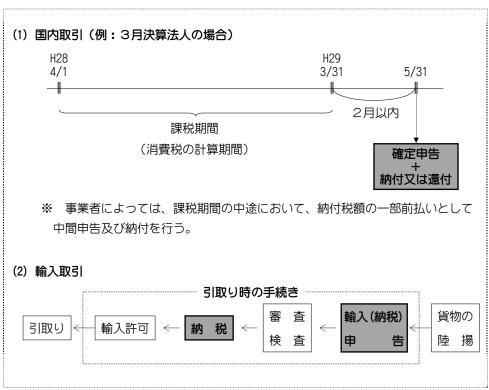
【図解】







考 消費税の申告及び納付等の流れ



6 消費税法学習上の用語

事 業 者	「個人事業者」と「法人」をいう。	
課税期間	個人事業者:1月1日~12月31日(暦年)	
	法 人:事業年度(例:4月1日~翌年3月31日)	
売 上 げ	消費税法における「売上げ」は、会計における売上げより広い	
	概念である。棚卸資産に限らず、資産等を売ればすべて「売上	
	げ」となる。	
仕入れ	「売上げ」同様、棚卸資産に限らず、資産等を買えばすべて	
	「仕入れ」となる。	
課税売上げ	上記の売上げのうち消費税が課税されるものをいう。	
課税仕入れ	上記の仕入れのうち消費税が課税されるものをいう。	

1-3 消費税の仕組み

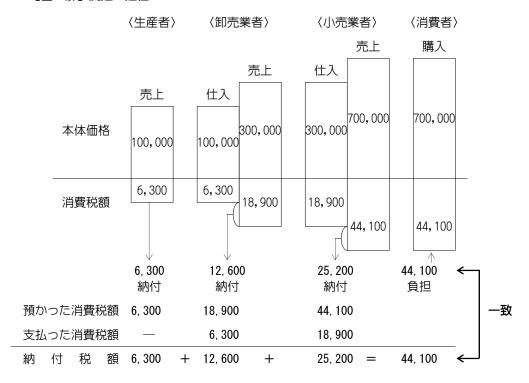
1 多段階累積控除

消費税は、事業者に負担を求めるものではなく、事業者の販売する商品やサービスの価格に税額を上乗せさせて、最終的には商品などを消費した者が負担するものである。その流通の過程の各段階で二重三重に消費税が課税されないように、「多段階累積控除」の仕組みが採られている。

※ 税 率

消費税の税率は8%であるが、この内訳は、国税6.3%、地方税1.7%となっている。受験においては、国税6.3%部分に着目して学習することとなる。

【図 解】流通の過程

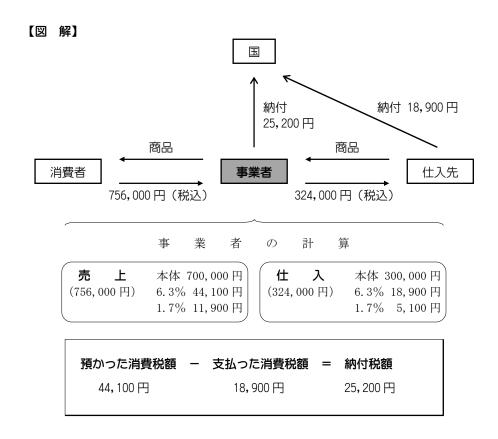


【多段階累積控除】

「預かった消費税額」-「支払った消費税額」=「納付税額」

2 納付税額の計算の流れ

消費税の仕組みを一事業者の立場で考えると、資産の購入時に消費税を支払い、販売時に消費税を預かることとなり、その事業者は、「預かった消費税額」から「支払った消費税額」を差し引いて「納付税額」を計算し、納めることとなる。



部設 例

次の資料から、納付税額を求めなさい。なお、金額は税込である。

(1) 課税売上高

129,817,728円

(2) 課税仕入高

58, 285, 988円

(3) 中間納付消費税額

2,080,000円



(1) 課税標準額に対する消費税額 (預かった消費税額の計算)

① 「課税標準額」を求める。

イ 一課税期間中に行った課税売上げを税込のまま、すべて合計する。

ロ イの金額に 100 を乗じる。(税抜にする。)

ハ ロの金額の千円未満の端数を切り捨てる。

129,817,728円× $\frac{100}{108}$ =120,201,600円 \longrightarrow 120,201,000円 (千円未満切捨)

② 「課税標準額に対する消費税額」を求める。

①の課税標準額に6.3%を乗じる。

120, 201, 000円 \times 6. 3%=7, 572, 663円

(2) 控除対象仕入税額(支払った消費税額の計算)

- ① 一課税期間中に行った課税仕入れを税込のまま、すべて合計する。
- ② ①の金額に $\frac{6.3}{108}$ を乗じる。(国税部分を求める。)
- ③ 円未満の端数は、切り捨てること。コメントを書く必要はない。

$$58,285,988$$
 円 $\times \frac{6.3}{108} = 3,400,015$ 円

(3) 差引税額

- ① 「課税標準額に対する消費税額」から「控除対象仕入税額」を差し引く。
- ② 百円未満の端数を切り捨てる。

7,572,663円-3,400,015円=4,172,648円-> 4,172,600円(百円未満切捨)

(4) 納付税額

中間納付として納付税額を一部前払いしている場合には、「差引税額」から「中間納付消費税額」を差し引いて「納付税額」を計算する。

4,172,600円-2,080,000円=2,092,600円

計算パターン

1 課税標準額

課税売上高 (税込) $\times \frac{100}{108} = XXX, XXX円(*) \to XXX, 000円$ (千円未満切捨)

2 課税標準額に対する消費税額

課税標準額×6.3%=XXX, XXX円

3 控除対象仕入税額

課税仕入高 (税込) $\times \frac{6.3}{108} = XXX, XXX$ 円(*)

4 差引税額

課税標準額に対する消費税額-控除対象仕入税額=XXX, XXX円 → XXX, X00円 (百円未満切捨)

5 納付税額

差引税額-中間納付消費税額=XXX, X00円

(*) 円未満の端数は、切り捨てること。コメントを書く必要はない。

(二) 研 究 還付を受ける税額があるとき

上記計算パターンにおいて、「課税標準額に対する消費税額」から「控除対象仕入税額」を控除して、控除しきれない場合の**4、5**の計算は次による。

4'控除不足還付税額

控除対象仕入税額ー課税標準額に対する消費税額=XXX,XXX円 ※ 百円未満切捨はしない

5'中間納付還付税額

中間納付消費税額-差引税額=XXX, X00円

○トレーニング 問題 1~7



消費税の経理処理の方式としては、税込経理方式と税抜経理方式がある。

<経理方式と仕訳処理>

(1) 仕入時 商品10,800,000円(税込み)を仕入れ、代金を買掛金とした。

(2) 売上時 商品32,400,000円 (税込み) を売上げ、代金を売掛金とした。

(3) 決算時

(4) 納付時 消費税額及び地方消費税額1,600,000円を現金で納付した。

区	仕	訳
分	税抜経理方式	税込経理方式
(1)	(仕 入) 10,000,000円 (仮払消費税等) 800,000円 / (買 掛 金) 10,800,000円	(仕 入) 10,800,000円 ① / (買 掛 金) 10,800,000円
(2)	(売掛金) 32,400,000円 (売上) 30,000,000円 (仮受消費税等) 2,400,000円	(売 掛 金) 32,400,000円 / ② (売 上) 32,400,000円
(3)	(仮受消費税等)2,400,000円 (仮払消費税等) 800,000円 (未払消費税等) 1,600,000円	
(4)	(未払消費税等)1,600,000円 / (現 金) 1,600,000円	(租税公課) 1,600,000円 /(現 金) 1,600,000円

<税込経理方式による損益計算書>

消費税法の計算学習は、主に税込経理方式による損益計算書等をベースに進められる。

損益計算書

I 売 上 高 32,400,000円②

Ⅱ 売上原価

期首商品棚卸高 200,000円 当期商品仕入高 10,800,000円① 合 計 11,000,000円 期末商品棚卸高 250,000円 10,750,000円 売上総利益 21,650,000円

<納付税額の計算>

(例) 次の場合における納付すべき消費税額を求めなさい。

課税売上高 32,400,000円

課税仕入高 10,800,000円

1 課税標準額

32, 400, 000円 $\times \frac{100}{108} = 30,000,000円 (千円未満切捨)$

2 課税標準額に対する消費税額

30,000,000円×6.3%=1,890,000円

3 控除対象仕入税額

10,800,000 $\times \frac{6.3}{108} = 630,000 \oplus$

4 差引税額

1,890,000円-630,000円=1,260,000円(百円未満切捨)

<地方消費税額の計算>

1,260,000円× $\frac{17}{63}$ =340,000円(百円未満切捨)

なお、税抜経理方式の場合には次のとおりとなる。

(例) 課税売上高 30,000,000円 (仮受消費税等 2,400,000円)

課税仕入高 10,000,000円 (仮払消費税等 800,000円)

1 課税標準額

仮受消費税等 (30,000,000円+2,400,000円) $\times \frac{100}{108}$ =30,000,000円 (千円未満切捨)

2 課税標準額に対する消費税額

30,000,000円×6.3%=1,890,000円

3 控除対象仕入税額

仮払消費税等 (10,000,000円+800,000円) $\times \frac{6.3}{108}$ =630,000円

4 差引税額

1,890,000円-630,000円=1,260,000円(百円未満切捨)

<メ モ>

テーマ 2 国内取引の課税の対象

理論:重要度 ★★★

計算:重要度 ★★★

消費税の納付税額を計算するにあたっては、**どの取引に消費税が課税され、どの取引に 課税されないのか**を判断できなければならない。これは、消費税法を学習するにあたって、 最も重要な論点である。

ここでは国内取引の課税の対象について学習する。

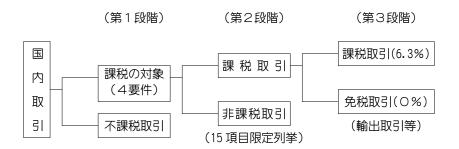
なお、平成27年度改正点(P.3~参照)は上級コースで詳細を学習する予定のため、年内 完結コースでは基本的には考慮しないものとする。

②このテーマの学習内容

テーマ番号	学	習	内	容	学習回数
2-1	課税の対象の概要				No.1第1回
2-2	国内において行うもの	か			No.1第1回

2-1 課税の対象の概要

消費税が課税される取引を、次の手順に従って分類していくこととなる。



1 課税の対象と不課税取引

国内取引の分類の手順として第一にしなければならないのが、「**課税の対象」**と「**不課税取引」**を分けることである。

課税の対象とは「消費税法が適用されるもの」という意味である。この課税の対象とならない取引を不課税取引といい、消費税の計算では考慮しない。

(1) 課税の対象 (国内取引)(法4①)

国内において事業者が行った資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く。)及び 特定仕入れには、消費税を課する。

平成27年度改正点(P.3~参照)を除いて考えると次のようになる。

国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する。

(2) 資産の譲渡等(法2①八)

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

(3) 国内取引の課税の対象となるための4要件

上記(1)及び(2)から、次の4要件が導き出され、この4要件をすべて満たした場合に、国内取引の課税の対象(消費税法が適用されるもの)となる。

なお、この4要件は、最重要論点である。

- ① 国内において行うものであること。
- ② 事業者が事業として行うものであること。
- ③ 対価を得て行うものであること。
- ④ 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供(※)であること。

※1 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供(=売上げ)

消費税法上は、取引の形態を次の3つに分類し、売上げを認識している。

- イ 資産の譲渡 …… 商品の販売、資産の売却など
- ロ 資産の貸付け … 建物の賃貸、自動車のレンタルなど
- ハ 役務の提供 …… サービスの提供 (広告宣伝、修理など) を行うことなど

※2 資産の譲受け、借受け、役務の提供(=仕入れ)

消費税法上は、取引の形態を次の3つに分類し、仕入れを認識している。

- イ 資産の譲受け … 商品の仕入れ、資産の購入など
- ロ 資産の借受け … 建物の賃借、自動車のレンタルなど
- ハ 役務の提供 …… サービスの提供(広告宣伝、修理など)を受けることなど

◆トレーニング 問題8(1)・9



次の取引のうち「課税の対象」となるものを選びなさい。なお、国内取引の要件は満たしているものとする。また、商品は非課税とされるものではない。

- (1) 法人が商品を国内の得意先に販売(有償の譲渡)した。
- (2) 法人が商品を国外の得意先に輸出販売した。
- (3) 法人が株式を売却(有償の譲渡)した。
- (4) 法人が従業員に車両を贈与(無償の譲渡)した。



【解答】

(1), (2), (3)

【解 説】

課税の対象の4要件をすべて満たすか否かを判定する。

ただし、本設例は問題文より「①国内において(国内取引)」という要件は満たしている ため、残りの3つの要件について判定することとなる。

②事業者が事業として…法人が行う活動はすべて「事業として」に該当 (テーマ 2 - 3 (P. 49) において詳細学習)

- (1) 〈 ③対価を得て…販売代金を収受している
 - ④資産の譲渡・貸付け・役務の提供…商品の販売は「資産の譲渡」に該当
 - 課税の対象となる
- (2) (1) と同様に判定 : 課税の対象となる
 - (注) 輸出取引は、広い意味での国内取引に含まれるため(テーマ1-2 (P. 20) 参照)、国内取引の要件は満たしていることに注意する。
 - ②事業者が事業として…法人が行う活動はすべて「事業として」に該当
- (3) 〈 ③対価を得て…売却代金を収受している
 - ④資産の譲渡・貸付け・役務の提供…株式の売却は「資産の譲渡」に該当
 - : 課税の対象となる
 - ②事業者が事業として…法人が行う活動はすべて「事業として」に該当
- (4) 〈 ③対価を得て…贈与であるため、対価を収受していない
 - ④資産の譲渡・貸付け・役務の提供…車両の贈与は「資産の譲渡」に該当
 - : 課税の対象とならない

◆トレーニング 問題10

2 課税取引と非課税取引

(1) 非課税取引(法6①)

「税の性格から課税することになじまないもの」や「社会政策的な配慮に基づく もの」等の特殊な性質のものをいくつか選び出し、限定して、それらについて消費 税を課税しないこととしている。

国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、**消** 費税を課さない。

国内取引の非課税【別表第一】

税の性格から課税することになじまないもの

- 1 土地等の譲渡、貸付け
- 2 有価証券等の譲渡
- 3 利子を対価とする金銭の貸付け等
- 4 郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡
- 5 物品切手等の譲渡
- 6 行政手数料等
- 7 外国為替業務に係る役務の提供

社会政策的な配慮に基づくもの

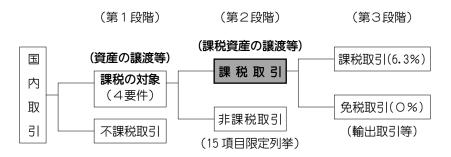
- 8 社会保険医療等
- 9 社会福祉事業等
- 10 助産に係る資産の譲渡等
- 11 埋葬料、火葬料を対価とする役務の提供
- 12 身体障害者用物品の譲渡等
- 13 学校等の教育に関する役務の提供
- 14 教科用図書の譲渡
- 15 住宅の貸付け

(2) 課税取引(法2①九)

「資産の譲渡等」から上記(1)の「非課税取引」を除いた取引が「課税取引」となる。条文上は「課税資産の譲渡等」として規定されている。

課税資産の譲渡等とは、資産の譲渡等のうち、国内取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

【図解】



3 免税取引

「消費地課税主義」や「国際競争力の低下防止」の観点から、一定の輸出取引については消費税を免除する規定が定められている。

【輸出免税等】(法7①)

事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、**輸出取引等(※)**に該当するものについては、**消費税を免除する。**

(注) 上記の「課税資産の譲渡等」からは、「特定資産の譲渡等」を除く。(P.3~参照)

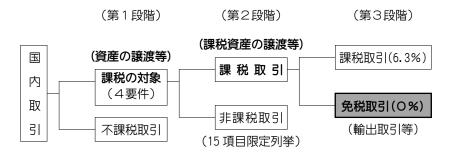
※ 輸出取引等とは

- ① 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- ② …以下省略

免税取引は、課税資産の譲渡等(課税取引)ではあるが、消費税がかからないことから、この「免税取引」のことを「**〇%課税取引」**とも呼ぶ。

詳細は、テーマ6 (P.85~) で学習する。

【図解】





老 消費地課税主義とは?

国内において消費される商品やサービスについて税負担を求めることを**「消費地課税主義」**という。したがって、日本の消費税を輸出先である国外(法施行地外)に居住する者に負担させることを防ぐため、法施行地外で消費される輸出取引等については、消費税を免除している。

部 例

次の取引を「課税取引 (6.3%)」「免税取引」「非課税取引」「不課税取引」に分類しなさい。 なお、国内取引の要件は満たしているものとする。また、商品は非課税とされるものではない。

- (1) 法人が商品を国内の得意先に販売(有償の譲渡)した。
- (2) 法人が商品を国外の得意先に輸出販売した。
- (3) 法人が株式を売却(有償の譲渡)した。
- (4) 法人が従業員に車両を贈与(無償の譲渡)した。

愛解 説

【解答】

- (1) 課税取引 (6.3%)
- (2) 免税取引
- (3) 非課税取引
- (4) 不課税取引

【解説】

- (1) 第1段階…課税の対象の4要件を満たすため、課税の対象となる
 - 第2段階…非課税取引に該当しない
 - 第3段階…輸出取引等に該当しない : 課税取引 (6.3%)
- (2) 第1段階…課税の対象の4要件を満たすため、課税の対象となる
 - 第2段階…非課税取引に該当しない
 - 第3段階…輸出取引等に該当する : 免税取引
- (3) 第1段階…課税の対象の4要件を満たすため、課税の対象となる 第2段階…非課税取引(有価証券等の譲渡)に該当する : 非課税取引
- (4) 第1段階…課税の対象の4要件を満たしていない(対価を収受していない)ため、不
 - 課税取引となる

2-2 国内において行うもの

資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、**次の場所が国内にあるかど うか**により行う。

※ 特定仕入れの場合の判定は平成27年度改正点 (P.3~) 参照。

1 資産の譲渡又は貸付け(法430一、令60)

原則	譲渡又は貸付けが行われる 時 における、 その資産の所在場所
例	その資産が船舶、特許権等である場合には、その譲渡又は貸付けが行われ
外	る 時 における、 登録機関の所在地 その他一定の所在地等

2 役務の提供(法43二、令62)

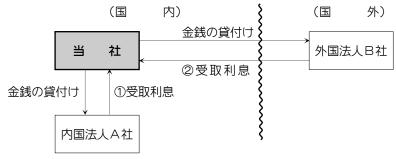
電気通信利用役務の提供である場合は、平成27年度改正点 (P.3~) 参照

原則	役務の提供が行われた場所
例	その役務の提供が国際運輸、国際通信等で役務の提供が行われた場所が明
外	らかでないものは、一定の場所

3 利子を対価とする金銭の貸付け等(令63)

貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地

【図解】



①、②いずれの受取利息も、貸付け等に係る事務所等の所在地が国内であるため、国内取引に該当する。

プラスα 国内取引の判定

1 資産の譲渡又は貸付けの場合の例外の細目 (令6①)

船舶	船舶の登録機関の所在地
航空機	航空機の登録機関の所在地
鉱業権	鉱区の所在地
租 鉱 権	租鉱区の所在地
採 石 権 等	採石場の所在地
特 許 権	
実 用 新 案 権	登録機関の所在地
意 匠 権	_ 2以上の国において登録をしている場合には、 _
商 標 権	権利の譲渡又は貸付けを行う者の住所地
上記権利の利用権等	
公共施設等運営権	公共施設等の所在地
著作権 特別の技術による生産方式 (ノウハウ)	これらのものの譲渡又は貸付けを行う者の住所地
営業権 漁業権 入漁権	これらの権利に係る事業を行う者の住所地
有 価 証 券 (ゴルフ場利用株式等を除く)	有価証券が所在していた場所
登 録 国 債	登録機関の所在地
合名会社等の出資者持分	持分に係る法人の本店又は主たる事務所の所在地
金 銭 債 権	金銭債権に係る債権者の譲渡に係る事務所等の所在地
ゴルフ場利用株式等	ゴルフ場等の所在地
上記のほかその所在してい た場所が明らかでない場合	譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る 事務所等の所在地

** 住 所 地……住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地 事務所等の所在地……事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

2 役務の提供の場合の例外の細目 (令62)

围	際	運	輸	出発地、発送地又は到着地のいずれか
国	際	通	信	発信地又は受信地のいずれか
国	際 郵	便	等	差出地又は配達地のいずれか
保			険	保険会社の保険契約に係る事務所等の所在地
生産設備等の建設又は製造に関する調査、企画、立案等に係る役務の提供専門的な科学技術に関する知識を必要とするものに限る			立案	建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される 場所
及び!	のほか役務 国外にわた その他の役別 場所が明ら	つて行わ	れる 行わ	役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の 所在地

●理論テキスト 1-2

留意点 国内取引の判定のポイント

(1) 資産の譲渡又は貸付けの場合

- ① 原 則 譲渡又は貸付け時におけるその資産の所在場所
- ② 例 外 譲渡又は貸付け時における登録機関等の所在地

(2) 役務の提供の場合

- ① 原 則 役務の提供地
- ② 例 外 発送地等又は到着地等

(3) 利子を対価とする金銭の貸付け等

貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地

※ 受験上、特に指示がない場合は国内取引として取扱う。

部設 例

次に掲げる取引のうち、国内取引となるものを選びなさい。

- (1) 内国法人がハワイにある建物を売却する行為
- (2) 内国法人が鹿児島にある土地を貸付ける行為
- (3) 内国法人が大阪から京都まで貨物を輸送する行為
- (4) 内国法人が東京から香港への国際電話料金を受取る行為
- (5) 内国法人が内国法人(銀行)から預金の利息を受取る行為
- (6) 内国法人が外国法人から貸付金の利息を受取る行為



【解答】

(2), (3), (4), (5), (6)

【解 説】

(1) 売却時の建物の所在場所がハワイであるため国外取引

- (2) 貸付け時の土地の所在場所が日本であるため国内取引
- (3) 大阪・京都間は国内の運輸であるため国内取引
- (4) 国際電話は発信地が日本であるため国内取引
- (5)(6)貸付け等を行う者の貸付け等に係る事務所等の所在地が日本であるため、いずれも 国内取引

♪トレーニング 問題11・12

テーマ 3 輸入取引の課税の対象

理論:重要度 ★★

計算:重要度 ★

消費税の納付税額を計算するにあたっては、**どの取引に消費税が課税され、どの取引に 課税されないのか**を判断できなければならない。これは、消費税法を学習するにあたって、 最も重要な論点である。

ここでは輸入取引の課税の対象の概要を学習する。

②このテーマの学習内容

テーマ番号	学	習	内	容	学習回数
3-1	課税の対象の概要				No. 1 第 1 回

3-1 課税の対象の概要

海外から資産を輸入し、国内で消費する場合には、**「消費地課税主義」**の見地から、 消費税を課すこととなっている。

1 課税の対象 (法42)

保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

2 非課税 (別表第二)

輸入取引についても、国内取引と同様に、消費税を課さない非課税項目が定められている。

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二に掲げるものには、**消費** 税を課さない。

【輸入取引の非課税【別表第二】

- 1 有価証券等
- 2 郵便切手類
- 3 印 紙
- 4 証 紙
- 5 物品切手等
- 6 身体障害者用物品
- 7 教科用図書

◆トレーニング 問題8(2)

●テーマ1 消費税の概要

- 1. 消費税の税率は8%であるが、その内訳は国税6.3%、地方消費税1.7%である。
- 2. 消費税は原則として「間接税」である。
- 3. 消費税においては、「国内取引」と「輸入取引」に分けて課税する。
- 4. 消費税において、事業者とは「個人事業者」と「法人」をいう。
- 5. 消費税の納付税額は、「預かった消費税額」から「支払った消費税額」を差し引いて求める。計算パターンをしっかりと押さえること。

●テーマ2 国内取引の課税の対象

- 1. 課税の対象となるための4要件を押さえる。
 - ① 国内において行うものであること。
 - ② 事業者が事業として行うものであること。

(第1段階)

- ③ 対価を得て行うものであること。
- ④ 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること。
- 2. 次のチャート図を押さえること。

(第2段階)

(第3段階)

3. 「国内取引の判定」の詳細を押さえる。

【国内取引の判定のポイント】

(1) 資産の譲渡又は貸付けの場合

原	則	譲渡又は貸付け時におけるその資産の所在場所
例	外	譲渡又は貸付け時における登録機関等の所在地

(2) 役務の提供の場合

原	則	役務の提供地
例	外	発送地等又は到着地等

(3) 利子を対価とする金銭の貸付け等の場合

貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地

<メ モ>

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

年内完結·速修 問題 1~12

問題編

※ 制限時間については、計算過程を適宜作成し、計算する時間の目安として下さい。

問題1 消費税の概要

基礎

-◎2分-

次のかっこの中に適当な語句(又は数字)を記入しなさい。

- (1) 消費税の税率は8%であるが、この内訳は、国税 [①]%と地方税 [②]%となっている。
- (2) 消費税においては、[③] 取引と [④] 取引をまとめた広い意味での[③] 取引、及び[⑤] 取引について課税している。
- (3) 消費税法上、事業者とは「⑥] 及び「⑦] をいう。
- (4) 消費税の納付税額の計算は、一事業者の一課税期間における、「預かった消費税額」から「[⑧] 消費税額」を差し引いて「[⑨]」を求め、さらに「中間納付消費税額」を控除して「[⑩]」を 計算する。
- (5) 法人税、所得税又は相続税のように税の負担者と納税者が同一である税金を直接税というが、消費税は税の負担者と納税者が異なる税金であるため [①]という。

問題2 | 納付税額の計算・その1

基礎

次のかっこの中に適当な語句(又は数字)を記入しなさい。

(1) 課税標準額

課税売上高(税込)× [①] = XXX, XXX円 → XXX, 000円 (千円未満切捨)

(2) 課税標準額に対する消費税額

課税標準額× [②] =XXX, XXX円

(3) 控除対象仕入税額

課税仕入高(税込)×[③]=XXX,XXX円

(4) 差引税額

[④] - [⑤] = XXX, XXX円 → XXX, X00円 (百円未満切捨)

(5) 納付税額

差引税額- [⑥] = XXX, X00円

問題3 │納付税額の計算・その2

基礎

-(凹)1分-

次の資料から、納付税額を求めなさい。

(1) 課税標準額に対する消費税額 (預かった消費税額) 1,575,000円

(2) 控除対象仕入税額(支払った消費税額) 799,960円

(3) 中間納付消費税額 525,000円

問題4 納付税額の計算・その3

基礎

- 🕅 3分-

次の資料から、納付税額を求めなさい。

(1) 課税売上高(税込)
 (2) 課税仕入高(税込)
 (3) 中間納付消費税額
 27,000,972円
 13,713,600円
 525,000円

問題5 | 納付税額の計算・その4

基礎

-◎3分-

次の資料から、納付税額を求めなさい。

(1)課税売上高(税込)
 (2)課税仕入高(税込)
 (3)中間納付消費税額
 32,401,000円
 18,856,800円
 360,000円

問題6|納付税額の計算・その5(シートあり)

基礎

- 🕅 2分-

次の資料から、納付税額を求めなさい。

(1)課税売上高(税込)
 (2)課税仕入高(税込)
 (3)中間納付消費税額
 44,625,735円
 29,887,000円
 300,000円

問題7 納付税額の計算・その6 (シートあり)

基礎

-◎2分-

次の資料から、納付税額を求めなさい。

(1) 課税売上高(税込)
 (2) 課税仕入高(税込)
 (3) 中間納付消費税額
 44, 155, 230円
 40, 726, 150円
 100, 000円

問題8 課税の対象・その1

基礎

-◎1分-

- (1) 消費税法第4条第1項に規定する「国内取引の課税の対象」について述べなさい。
- (2) 消費税法第4条第2項に規定する「輸入取引の課税の対象」について述べなさい。

問題9 課税の対象・その2

基礎

消費税法第2条第1項第8号に規定する「資産の譲渡等の定義」について述べなさい。 ただし、規定中のかっこ書きについては解答不要とする。

問題10 | 取引の分類・その1

基礎

-巡3分-

次の取引について、課税の対象(消費税法の適用を受けるもの)となるものに○を、課税の対象とならないものに×を付しなさい。

- (1) 国内において法人が商品を得意先に販売(有償の譲渡)した。
- (2) 国内において法人が商品を従業員に贈与(無償の譲渡)した。
- (3) 国外において法人が商品を得意先に販売した。
- (4) 国内において法人が商品を国外の得意先に輸出販売した。
- (5) 国内において法人が建物を売却した。
- (6) 国内において法人が土地を売却した。
- (7) 国内において法人が株式を売却した。
- (8) 国内において法人が土地を有償で貸付けた。
- (9) 国内において法人が土地を無償で貸付けた。
- (10) 国内において法人が建物を有償で貸付けた。
- (11) 国内において法人が建物を無償で貸付けた。
- (12) 国内において法人が貨物の運送を請け負い、運送料を収受した。
- (13) 国内において法人が無償で広告宣伝を請け負った。
- (14) 国内において法人が広告宣伝をし、宣伝料を収受した。
- (15) 国外において法人が広告宣伝をし、宣伝料を収受した。
- (16) 国内において法人が他社の商品を保管し、保管料を収受した。

問題11 国内取引の判定・その1

基礎)

次の取引のうち、国内取引となるものに○、ならないものに×を付しなさい。

【資産の譲渡又は貸付けの場合】

- (1) 内国法人が日本に所有する土地を外国法人に対し売却した。
- (2) 外国法人が日本に所有する土地を内国法人に対し売却した。
- (3) 内国法人がハワイに所有する土地を外国法人に対し売却した。
- (4) 外国法人がハワイに所有する土地を内国法人に対し売却した。
- (5) 内国法人が日本にある商品を外国法人に対し販売した。
- (6) 内国法人が国外の支店にある商品を外国法人に対し販売した。
- (7) 外国法人がニューヨークにある商品を内国法人に対し販売した。
- (8) 内国法人が日本に所有する建物を内国法人に対し貸付けた。
- (9) 内国法人がハワイに所有する建物を内国法人に対し貸付けた。
- (10) 内国法人がハワイに所有する建物を外国法人に対し貸付けた。

【役務の提供の場合】

- (11) 内国法人(運送会社)が東京から大阪へ荷物を輸送した。
- (12) 外国法人(運送会社)がフィリピンから日本へ荷物を輸送した。
- (13) 内国法人(電話会社)が東京から香港への国際電話料金を収受した。
- (14) 内国法人(電話会社)が香港から東京への国際電話料金を収受した。

【金銭の貸付け等の場合】

- (15) 内国法人が他の内国法人に対し金銭の貸付けを行い、利息を収受した。
- (16) 外国法人が他の外国法人に対し金銭の貸付けを行い、利息を収受した。

問題12 国内取引の判定・その2



次の取引のうち、国内取引となるものに○、ならないものに×を付しなさい。

【資産の譲渡又は貸付けの場合】

- (1) 内国法人が行う国内で製造した製品の国内における販売
- (2) 内国法人が行う国内で製造した製品の外国法人への輸出販売
- (3) 内国法人が行う海外支店における製品の販売(当該製品は国内で製造され、海外支店へ移送されたものである。)
- (4) 内国法人が行う海外で製造した製品の海外における販売
- (5) 外国法人が行う日本支店における商品の販売
- (6) 内国法人が行う国内に所有する建物の貸付け
- (7) 内国法人が行う特許権(日本で登録されている。)の売却
- (8) 内国法人が行う特許権 (アメリカ合衆国で登録されている。) の貸付け
- (9) 内国法人が行う特許権(日本とドイツの両国で登録されている。)の貸付け
- (10) 内国法人が行うノウハウの貸付け

【役務の提供の場合】

- (11) 内国法人が国内において行う広告宣伝
- (12) 内国法人が国外において行う建設工事

【金銭の貸付け等の場合】

- (13) 内国法人が行う外国法人に対する金銭の貸付け
- (14) 外国法人が行う内国法人に対する金銭の貸付け

解答編

問題1 消費税の概要

① [6.3] ② [1.7] ③ [国 内]

④ [輸 出] ⑤ [輸 入] ⑥ [個人事業者]

⑦ [法 人] ⑧ [支払った] ⑨ [差引税額]

【解答への道】

本試験では、国税6.3%に着目して税額計算を行う。消費税法においては「国内取引」と「輸入取引」について課税しているが、「輸入取引」は「仕入れ」の概念であることに注意すること。(No.2第1回で学習する。)

問題2 納付税額の計算・その1

① $\left[\frac{100}{108} \right]$ ② $\left[6.3\% \right]$ ③ $\left[\frac{6.3}{108} \right]$

④ [課税標準額に対する消費税額] ⑤ [控除対象仕入税額]

⑥ [中間納付消費税額]

【解答への道】

どの段階でどのような計算をしているのかをしっかりと確認すること。

上記①から⑥の語句(又は数字)は消費税法の学習のスタートにあたり、最低限覚えるべき項目として押さえておくこと。

問題3 納付税額の計算・その2

1 差引税額

1,575,000円-799,960円=775,040円 → 775,000円 (百円未満切捨)

2 納付税額

775,000円-525,000円=250,000円

【解答への道】

差引税額は、「預かった消費税額」から「支払った消費税額」を差し引いて求める。その際、「百円 未満切捨」を忘れないこと。

納付税額は、差引税額から消費税の前払いである「中間納付消費税額」を差し引いて求める。

問題4 | 納付税額の計算・その3

1 課税標準額

27,000,972円×
$$\frac{100}{108}$$
 = 25,000,900円 \longrightarrow 25,000,000円 (千円未満切捨)

2 課税標準額に対する消費税額

$$25,000,000$$
円× 6.3 %= $1,575,000$ 円

3 控除対象仕入税額

13,713,600円×
$$\frac{6.3}{108}$$
=799,960円

4 差引税額

5 納付税額

775,000円
$$-525$$
,000円 $=250$,000円

【解答への道】

- 1 「課税標準額」の求め方
 - (1) 税込課税売上高に $\frac{100}{108}$ を乗じて、税抜き処理をする。
 - (2) 千円未満の端数を切り捨てる。
 - ※ 解答上、「千円未満切捨」のコメントを付すこと。
- 2 「課税標準額に対する消費税額」は、「課税標準額」に6.3%を乗じて計算する。
- 3 「控除対象仕入税額」は、税込課税仕入高に $\frac{6.3}{108}$ を乗じて求める。 この際、円未満の端数は切り捨てるが、解答上は特にこの旨を表示する必要はない。
- 4 「差引税額」の求め方
 - (1) 「課税標準額に対する消費税額」から「控除対象仕入税額」を差し引く。
 - (2) 百円未満の端数を切り捨てる。
 - ※ 解答上、「百円未満切捨」のコメントを付すこと。
 - この差引税額が、一事業者が一課税期間(税金計算の基礎となる期間)で納めるべき消費税額である。
- 5 「納付税額」は、「差引税額」から「中間納付消費税額」を差し引いて求める。

問題5 納付税額の計算・その4

1 課税標準額

32, 401, 000円×
$$\frac{100}{108}$$
=30, 000, 925円 \longrightarrow 30, 000, 000円 (千円未満切捨)

2 課税標準額に対する消費税額

30,000,000円×6.3%=1,890,000円

3 控除対象仕入税額

18,856,800円×
$$\frac{6.3}{108}$$
=1,099,980円

4 差引税額

5 納付税額

790,000円-360,000円=430,000円

問題6 | 納付税額の計算・その5

区	区 分		金	額				計	算	過	程	(単位:円)	
課税	標	準	額	41,	320,000円	44,	625,	735円	× 100 108	-=41	, 320, 1	25円	
										_		1, 320, (千円未満	
課税標	準額	に対	す	2,	603, 160円	0円 41,320,000円×6.3%=2,603,160円							
る消費	税額												
控除対	象仕	入移	泊額	1,	743, 408円	$29,887,000$ 円× $\frac{6.3}{108}$ =1,743,408円							
納付	† 1	脱	額		559, 700円	(1)	差引	税額					
							2, 6	03, 160	円-1,	743, 4	08円=	859, 752	2円
													► 859, 700円 百円未満切捨)
						(2)	納付	寸税額					
							859	, 700円	-300,	000円	=559,	700円	

区分欄の各項目は答案用紙に記載されている。したがって、どの区分欄でどんな計算をするのかを 身につけること。金額欄への転記も忘れずに行うこと。

問題7 納付税額の計算・その6

	区	区 分		金	額		計	算	過	程	(単位:円)	
課	税	標	準	額	40, 8	884,000円	44, 155, 230円×	100 108	=40	, 884, 4	72円	
									-			4,000円 (満切捨)
	说標:		• • •	対す	2, 5	575, 692円	40,884,000円×6.3%=2,575,692円					
控队	控除対象仕入税額					875, 692円	$40,726,150$ 円 $\times \frac{6.3}{108} = 2,375,692$ 円					
差	引	;	税	額	2	200,000円	2,575,692円-2,	, 375, 6	692円	=200,	000円	(百円未満切捨)
納	付	- ;	税	額	1	00,000円	200,000円-100,	, 000円]=10	0,000円	3	

問題8 課税の対象・その1

- (1) 国内において事業者が行った資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く。)及び特定仕入れには、消費税を課する。
- (2) 保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

【解答への道】

- (1)では、「事業者が」を「事業として」と書かないようにすること。
- (1)及び(2)の結論は、「消費税を課する」であり「消費税を課税する」ではないことに注意すること。

※特定資産の譲渡等及び特定仕入れの詳細は後日学習する。

問題9|課税の対象・その2

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

【解答への道】

規定中のかっこ書きとは「代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として一定のものを含む。」であるが、この内容に関しては後日学習する。

問題10 取引の分類・その1

- (1) \bigcirc
- (2) × 贈与 (無償の譲渡) は、対価を得ていないため、課税の対象に該当しない。
- (3) × 国内取引でないため、課税の対象に該当しない。
- (4) 輸出取引は、広い意味での国内取引に含まれるため、課税の対象に該当する。
- (5) (
- (6) \bigcirc
- (7) 🔘
- (8)
- (9) × 対価を得ていないため、課税の対象に該当しない。
- (10) 🔘
- (11) × 対価を得ていないため、課税の対象に該当しない。
- (12) \bigcirc
- (13) × 対価を得ていないため、課税の対象に該当しない。
- (14) \bigcirc
- (15) × 国内取引でないため、課税の対象に該当しない。
- (16) \bigcirc

【解答への道】

「法人」が行う取引は、すべて「事業者が事業として」に該当する。(No.1 第2回で詳しく学習する。)したがって、「国内において」及び「対価を得て行う」に注意が必要である。

課税の対象の4要件をしっかり確認すること。

問題11 国内取引の判定・その1

- (1) 譲渡の時における資産の所在場所が国内
- (2) 譲渡の時における資産の所在場所が国内
- (3) × 譲渡の時における資産の所在場所が国外
- (4) × 譲渡の時における資産の所在場所が国外
- (5) 譲渡の時における資産の所在場所が国内
- (6) × 譲渡の時における資産の所在場所が国外
- (7) × 譲渡の時における資産の所在場所が国外
- (8) 貸付けの時における資産の所在場所が国内
- (9) × 貸付けの時における資産の所在場所が国外
- (10) × 貸付けの時における資産の所在場所が国外
- (11) 役務の提供地が国内
- (12) 到着地が国内
- (13) 発信地が国内
- (14) 受信地が国内
- (15) 金銭の貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国内
- (16) × 金銭の貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国外

【解答への道】

1 国内取引の判定のポイント

次に掲げる場所が「国内(日本)」である場合、国内取引に該当する。

- (1) 資産の譲渡又は貸付け
 - ① 原 則 譲渡又は貸付け時における資産の所在場所
 - ② 例 外 譲渡又は貸付け時における登録機関等の所在地
- (2) 役務の提供
 - ① 原 則 役務の提供地
 - ② 例 外 発送地等又は到着地等
- (3) 金銭の貸付け等

貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地

問題12 | 国内取引の判定・その2

- (1) 譲渡の時における資産の所在場所が国内
- (2) 譲渡の時における資産の所在場所が国内(輸出取引は広い意味での国内取引に含まれる)
- (3) × 譲渡の時における資産の所在場所が国外(製造した場所で判定しないことに注意する)
- (4) × 譲渡の時における資産の所在場所が国外
- (5) 譲渡の時における資産の所在場所が国内
- (6) 貸付けの時における資産の所在場所が国内
- (7) 譲渡の時における登録機関の所在地が国内
- (8) × 貸付けの時における登録機関の所在地が国外
- (9) 貸付けの時における貸付けを行う者の住所地が国内
- (10) 貸付けの時における貸付けを行う者の住所地が国内
- (11) 役務の提供が行われた場所が国内
- (12) × 役務の提供(建設工事)が行われた場所が国外
- (13) 金銭の貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国内
- (14) × 金銭の貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国外

【解答への道】

1 資産の譲渡又は貸付け

- (1)~(6) 譲渡又は貸付けの時における資産の所在場所で判定
- (7)(8) 特許権等については、その譲渡又は貸付けの時における登録機関の所在地で判定
- (9) 2以上の国において登録をしている場合には、その譲渡又は貸付けの時におけるその譲渡又は貸付けを行う者の住所地で判定
- (10) 著作権等 (ノウハウ) については、著作権等の譲渡又は貸付けの時におけるその譲渡又は貸付けを行う者の住所地で判定

2 役務の提供

(11)(12) 役務の提供が行われた場所で判定

3 金銭の貸付け等

(13)(14) 貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地で判定